

大館市岩石採取計画認可事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、採石法(昭和25年法律第291号。以下「法」という。)、採石法施行令(昭和46年政令第279号。以下「施行令」という。)及び採石法施行規則(昭和26年通商産業省令第6号。以下「規則」という。)の施行にあたり、岩石の採取計画(以下「採取計画」という。)の認可に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請)

第2条 法第33条の認可を受けようとする者(以下「認可申請者」という。)は、採取計画認可申請書(更新・新規)(様式第1号。以下「認可申請書」という。)を岩石採取に着手(岩石の採取を目的とした準備行為を含む。以下同じ。)する日の30日前までに市長に提出しなければならない。

2 認可申請書は、別紙の「大館市岩石採取計画認可申請書作成要領」に基づいて作成するものとする。

3 認可申請書の提出部数は、原則として2部(正本1部、副本1部)とする。

(添付書類)

第3条 認可申請者は、認可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(1) 法第33条の3第2項に定める書類

(2) 次の(イ)又は(ロ)に掲げる書類

(イ) 認可申請者が「採取跡地の整理等を行い得ると市長が認めた組織」(以下「組織」という。)に加入している場合は、その組織の保証書及び採取計画等についての意見書

(ロ) 認可申請者が組織に加入していない場合は、現に秋田県知事又は市長の認可を受けて県内で5年以上、岩石の採取事業を行っている3人者以上(採石業者を1人者以上含む。)の連帯保証書(様式第2号)

(3) 採取計画に記載の破砕・選別施設を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を行う施設(以下「産業廃棄物処理施設」という。)として併用する場合は、次の(イ)から(ニ)に掲げる書類

(イ) 産業廃棄物処理施設との併用に関する調書(様式第3号)

(ロ) 処分を行う産業廃棄物の保管場所を示す図書

(ハ) 廃棄物処理法第14条第6項に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けている場合は、同法施行規則第10条の6に規定する産業廃棄物処分業許可証の写し

(ニ) 産業廃棄物処理法第15条に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可を受け

ている場合は、同法施行規則第12条の5に規定する産業廃棄物処理施設設置許可証の写し及び産業廃棄物処理施設技術管理者認定証の写し

- 2 前項第2号に定める書類は、規則第8条の15第2項第10号に定める「採取跡における災害の防止のために必要な資金計画を記載した書面」とみなすことができる。

(変更の認可の申請)

第4条 法第33条の5第1項の規定により、認可を受けた採取計画（以下「認可計画」という。）を変更しようとする者（以下「変更認可申請者」という。）は、採取計画変更認可申請書（様式第4号。以下「変更認可申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、当該変更にかかる岩石採取に着手する日の30日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 認可計画のうち、当該変更により記載内容の変更を必要とする図書等
- (2) 前条の規定による添付書類のうち、当該変更により記載内容の追加・変更を必要とする書類

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による変更の認可の申請に準用する。

3 次の各号に掲げる変更は、第2条第1項の規定を準用する。

- (1) 認可を受けた採取期間（以下「認可期間」という。）の延長
- (2) 岩石採取場の区域のうち、岩石の採取を行う区域（表土除去の区域を含む。以下「採掘区域」という。）の面積の変更であって、変更後の面積が当初に認可を受けた面積の1.5倍を超えるもの

(軽微な変更)

第5条 法第33条の5第2項の規定により、認可計画の軽微な変更をしようとする者は、採取計画軽微変更届書（様式第5号）に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。添付書類については前条の規定を準用する。

2 軽微な変更を要する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 岩石採取場（以下「採取場」という。）の区域
 - (イ) 土地所有者の変更等に伴う採掘に係る権利設定状況の変更
 - (ロ) 採掘区域の面積の減少
 - (ハ) 土地の名称変更等に伴う住所変更
- (2) 採取する岩石の種類及び数量並びにその採取の期間
 - (イ) (1)(ロ)の採掘区域の面積の減少に伴う岩石名、土石量、表土及び廃土又は廃石（以下「表廃土石」という。）量、比重及び岩石量、採取期間の短縮
 - (ロ) (イ)以外の理由による採取期間の短縮
- (3) 岩石の採取の方法及び岩石の採取のための設備その他の施設に関する事項
 - (イ) 火薬類消費予定数量の1.5倍以内の増加

- (ロ) 生産能力の増加を伴わない採取用機械（採取・積み込み・運搬等）の変更
- (ハ) 生産能力の増加を伴わない破碎・選別施設の変更（第3条第1項第3号に掲げる場合への変更を含む。）
- (4) 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
 - (イ) 採取場の周辺300m以内の公共施設や建物等の土地の利用状況に関する変更
 - (ロ) (1)(ロ)の採掘区域の面積の減少に伴う採取跡における災害の防止のための措置に関する変更
- (5) 岩石の賦存の状況
 - (1)(ロ)の採掘区域の面積の減少に伴う採掘場周辺の地形・地質状況等、採掘区域の地質状況等、現在確保している埋蔵量の変更
- (6) 採取する岩石の用途
 - (1)(ロ)の採掘区域の面積の減少に伴う岩石名、生産量及び製品別内訳の変更
- (7) 表廃土石の堆積の方法（脱水ケーキの処理の方法を含む。）
 - (1)(ロ)の採掘区域の面積の減少に伴う認可期間中の発生量及び搬出に関する変更
- (8) その他採取計画に規定している事項
 - (イ) 事務所の名称等及び業務管理に関する調書に関する変更
 - (ロ) 岩石(碎石)搬出計画書に関する変更
- (9) 変更に係る採取計画に関して、新たに災害が発生する恐れがないと認められる変更

(審査の基準)

第6条 採取計画の認可及び変更の認可に関する審査の基準は、関係法令及び採石技術指導基準書(平成15年版 経済産業省資源エネルギー庁作成)によるほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 採取場の境界から概ね500m以内に設置する破碎・選別施設及び表廃土石堆積場等は採取場の一部とみなし、認可の対象とする。
- (2) 最終残壁は、階段採掘法による採掘を行った場合は、原則として、高さ15m以下ごとに3m以上の適切な小段を設けること。平均傾斜（切羽の最頂部と最下底を結ぶ平面が下底面となす角）は、岩質を考慮して60度以内の安全な勾配とすること。
- (3) 採取場を廃止する場合、破碎・選別施設等は原則として基礎を含めて撤去すること。
- (4) 採取場の緑化については、次のとおりとする。
 - (イ) 階段採掘法による採掘を行った場合は、ベンチの幅部分等には客土等を入れ、緑化等を行うこと。また、法面も原則として緑化等を行うこと。ただし、岩質等の関係で困難と思われる場合には、つる性植物等で法面を覆うか、あるいは

ベンチの幅部分に高木性の樹木の植栽等を行い、環境保全に努めること。また、平坦部も原則として緑化すること。

(ロ) 採取中であっても、採掘終了部分(他用途に活用する計画がある部分を除く。)は順次緑化を行うこと。

(ハ) 緑化は、原則として認可期間内に行うこと。

(認可の期間)

第7条 採取計画の認可の期間は、別表に定める場合を除き3年以内とする。ただし、他の法令による許可若しくは認可の期間又は土地の使用権限の期間を超えないものとする。

(認可の期間の特例)

第8条 前条の規定にかかわらず、次項各号に掲げる条件を満たす場合は、採取計画の認可の期間を6年以内とすることができる。ただし、別表に定める場合を除く。

2 認可の期間の特例を措置する場合の条件は、次のとおりとする。

(1) 岩石の採取等について、原則として特例期間以上の権限を有していること。

(2) 採取計画に記載された採石業務管理者(以下「業務管理者」という。)のうち、少なくとも1名以上が直近6年間、組織が主催する講習会等を毎年受講し、かつ、当該業務管理者による社内講習会等(組織が主催する講習会等の実施日の翌日から起算して30日以内に実施されたものに限る。)によって、未受講の業務管理者に対して講習内容の周知が徹底されていると組織が認定していること。ただし、組織が主催する講習会等を採取計画に記載された全ての業務管理者が毎年受講している場合は、この限りでない。

(3) 直近6年間において、次の(イ)から(へ)に該当しないこと。

(イ) 法第42条第1項に基づく立入検査等において、文書による改善指導を2回以上受けた者

(ロ) (イ)の改善指導に対して、早急に対策を講じなかった者又は報告を行わなかった者

(ハ) 認可計画の採掘区域外を採掘した者

(ニ) 認可計画にない施設(破碎・選別、洗浄施設等)を設置した者

(ホ) 岩石採取に関連した死亡事故(破碎・選別施設等における場合を含む。)を発生させた者、又は2件以上の人身事故を発生させた者

(ヘ) 第15条第2項に違反した者

(認可の期間の特例の申請)

第9条 前条の認可の期間の特例を受けようとする者(以下「特例承認申請者」という。)は、岩石採取期間特例承認申請書(様式第6号。以下「特例承認申請書」という。)に認可申請書の副本を1部添えて、岩石採取に着手する60日前までに市長に提出しなければならない。

(認可の期間の特例措置)

第10条 市長は、認可の期間の特例を承認した場合は、岩石採取期間特例措置通知書(様式第7号)により特例承認申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の承認を受けた者が採取計画の認可の日までに第8条第2項第3号のいずれかに該当した場合は、認可の期間の特例の承認を取り消すことができる。

(現地の事前調査)

第11条 市長は、採取計画の認可又は変更の認可にあたっては、原則として採取場の事前調査を行うものとする。ただし、変更の認可であって、破碎・選別施設の新設又は増設のみの場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書きの場合であって、破碎・選別施設の設置が完了した者は、破碎・選別施設設置完了届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の届出があった場合は必要に応じて現地確認を行うものとする。

(採取計画の認可)

第12条 市長は、第2条第1項の規定により申請された採取計画を認可する場合は様式第9号、第4条第1項の規定により申請された認可計画の変更を認可する場合は様式第10号により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の認可に関し留意事項がある場合は、様式第11号により通知するものとする。

(報告の徴取等)

第13条 法第42条第1項の規定により市長が徴取する報告は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 新規に採石場を開設し岩石採取を行う場合には、岩石採取開始届(様式第12号。開始した日から10日以内。)
- (2) 認可計画の年間の進捗状況については、岩石採取計画進捗状況報告書(様式第13号。)
- (3) 岩石採取(破碎・選別施設等を含む。)に関連した災害が発生した場合には、採石災害及び事故報告書(様式第14号。発生した日から7日以内。)

(休止又は廃止の届出)

第14条 法第33条の10の規定により、第2条の認可に係る岩石採取場における岩石採取を休止又は廃止しようとする者は、岩石採取休止・廃止届書(様式第15号。以下「休廃止届書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 休廃止届書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 災害防止措置(廃止の場合は、跡地整理計画に基づく緑化を含む。)の状況を示す図面
 - (2) 岩石採取場の写真
 - (3) 廃止の場合は、地権者の同意書

3 市長は、岩石採取の廃止の届出があった場合は、岩石採取場の調査を行った上でこれを受理し、様式第16号により通知するものとする。

4 休廃止届書により岩石の採取を休止していた者は、岩石の採取を再開したときは岩石採取再開届（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

（組織が主催する講習会等の受講）

第15条 採取計画の認可を受けた者は、認可計画に記載された全ての業務管理者について、組織が主催する講習会等を毎年受講させるよう努めなければならない。

2 岩石採取場において、岩石採取（破碎・選別施設等を含む。）に関連した災害を発生させた者は、認可計画に記載された全ての業務管理者について、組織が主催する直近の講習会等を受講させなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、施行の日より前に、市から書類等の内容確認を受けた者については、改正前の要綱を適用することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第7条、第8条関係)

区分	認 可 の 基 準	期間
1	新規に採取場を開設する場合 ただし、直近3年間において、新規に開設する採取場が所在する市町村で、2年以上継続して採取場を稼働させた実績がある者が申請する場合は3年以内とする。	2年以内
2	他の採石業者が採取した採取場を引き続いて採取する場合	
3	法第33条の8の規定に違反して岩石の採取を行ったことにより、法第33条の13第2項の規定に基づく市長の緊急措置命令等を受けた者が、認可の期間満了後引き続き岩石の採取を行おうとする場合	
4	直近3年間において、第8条第2項第3号(イ)から(へ)までのいずれかに該当した者が申請する場合	
5	現在稼働している採取場又は過去に稼働していた採掘場の採掘状況、跡地整備状況等が適正でない者が申請する場合	
6	前回の認可期間中に計画していた採取跡地(今後、採掘等を行わない区域)の緑化等を行っていない者が申請する場合	
7	直近3年間において、上記区分3から6までのうち2つ以上に該当する者	1年以内
8	直近3年間において、第8条第2項第3号(イ)から(へ)までのうち、2つ以上の項目に該当する者	